

令和5年度
第2回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議 事 録

日 時：令和5年8月2日(水)

13:30～16:40

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、高橋

(使)安達、金成、佐藤

1 開 会

(部 会 長) 定刻となりましたので、これより令和5年度第2回福島県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに、事務局から定足数の報告をお願いします。

(室 長) 本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(1) 参考人意見聴取について

(部 会 長) これより議事に入ります。

本日の専門部会では、参考人からの意見聴取を行います。

それでは、参考人意見聴取について事務局から説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第5項に基づき、福島県最低賃金改正決定についての意見書提出に係る公示を行いました。が公示に基づく意見書の提出はありませんでした。

7月4日に開催されました第2回福島地方最低賃金審議会において、最低賃金法第25条第6項に基づき、同法施行規則第11条第2項により参考人から意見を聴くことが決議され、参考人として関係団体より3名の推

薦がありました。

本日は、会議資料1ページの「参考人意見陳述者名簿」のとおり労働者側2名、使用者側1名から意見をお聴きする予定になっております。

発言の要旨は、「福島県最低賃金に関する意見書」として本日の資料に添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

(部会長) それでは、これより参考人からの意見聴取を行います。

最初に参考人から意見を伺い、その後に質疑応答という順序で進めます。

では、労働者側参考人の東京精工労働組合執行委員長、横田様から意見をお伺いしますので、事務局は、横田様の案内をお願いします。

【参考人入室】

(部会長) 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会専門部会部会長の熊沢と申します。

最初に自己紹介していただき、その後に、ご意見を伺いたいと思います。ご意見は、15分程度で収めていただき、その後に各委員からご発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いします。

(横田良太) JAM南東北福島県連絡会副事務局長、東京精工労働組合執行委員長をやっております横田と申します。よろしく宜しくお願いいたします。

それでは、意見を述べさせていただきます。

適切と思われる賃金についてですが、福島県の最低賃金について、連合リビングウエイジ2022(改訂版)福島県において、車での移動が主体であり、点検・整備等の維持費を鑑みますと時給1,339円が必要と算出されており、政府が掲げる「より早期に全国加重平均1,000円を目指す」との方針及び全国平均との格差の解消に繋がる改正、引上げをお願いいたします。

次に発効日について。一般労働者の賃金引上げが4月に実施されることを踏まえ早期発効をお願い致します。

賃金は、労働者にとっての生活の糧であり、労働条件の根幹をなすものである。最低限の生活を維持するためには、働く者とその家族への不当な取り扱いは許されません。

取り分け、一人親の家計は、パート労働者・派遣労働者の女性が多く、

連続する物価上昇で家計を圧迫し、夏休みになると給食が取れないため、痩せてしまうお子さんがおり、より貧困が進む家庭が増えております。

続いて参考資料8をご覧ください。令和5年の住民基本台帳（総務省調査）に基づく県内人口は、昨年比21,533人減少。全国9番目の減少数であり、東北ではトップが続いています。

参考資料9をご覧ください。福島県から他県への流出（転出）先については、1位の東京都始め、上位は首都圏となっており、2位宮城県、6位茨城県、7位栃木県、8位山形県、9位新潟県と隣県への転出があり、歯止めがかかっていない状態です。魅力ある賃金への引上げと働きやすい労働環境の改善が必要です。

連合福島に加盟する組合2023年度の賃金引上げ結果（6月26日現在）は、平均賃金方式で8,684円、引上げ率3.11%の一方で、100人未満規模の組合は、6,133円、引上げ率2.82%と格差が拡大しています。

続いて参考資料6をご覧ください。こちらは福島県の賃上げ結果と県最低賃金の推移になります。福島県最低賃金引上げと早期発効について、労働者はもとより多くの県民からの署名を尊重して頂きたいと思います。また、市町村における「意見書」の採択に関しても、一定の理解を得ていることについて、当審議会において尊重して頂きたいと思います。

続いて項目3、低賃金労働者の実態について。全国と福島県の比較になります。参考資料1は県民所得、参考資料2は県内総生産額になります。こちらは全国順位で見ますと21位となっております。参考資料3は製造品出荷額です。こちらは全国の順位で22位となっております。男女別高卒初任給については令和4年度になりますが、男性高卒初任給、183,000円。女性高卒初任給、177,000円となっております。

参考資料4をご覧いただきたいのですが、事業所規模5人以上の給与・労働時間の全国との比較になります。現金給与総額は、全国と比較して下回っている状況でございます。それに対し総実労働時間は全国よりも高い水準となっております。

福島県内の賃金実態は全国的に見て低位にあり、企業規模による格差が

あります。

県最低賃金と全国最低賃金平均額の推移をみると、福島県 858 円に対し全国 961 円ということで 103 円の格差があり、年々格差が拡大していることから、計画的な引上げが必要です。

2023 年、連合福島春闘結果によりますと、連合福島に加盟する組合の本年度の賃金引上げは、7 月 5 日現在、10,560 円。加重平均 3.58% で、平均賃上げ方式 274,043 円、定昇賃金カーブ維持方式 270,944 円となっております。

福島県の調査では 5 人以上の事業所を対象とした一般労働者の所定内賃金は 231,975 円で時間当たりの換算額は、1,731 円となっております。県最低賃金の 858 円との格差は、873 円と大きな開きがあります。また、有期・短時間・契約労働者等の賃上げは時給では加重平均 52.78 円。単純平均 39.74 円で平均時給は加重平均 1,096 円、単純平均で 1,092 円となり賃上げ率、加重平均は 5.01% となりフルタイムの組合員を上回っていることから引上げが必要であります。

機械・金属産業を中心とし、主に中小企業労働組合を主とした JAM では「未来づくり春闘」をキーワードに、JAM はあるべき賃金水準にこだわった賃上げと価格転嫁の取り組みを展開し、労使一体の取り組みとして「労働」と「製品」の価値が正しく評価される「価値を認めあう社会へ」の実現を運動として推進し、より一層、賃金・一時金と労働条件の維持向上に向けた取り組みを展開しました。JAM 南東北福島県連絡会の 2023 春闘状況は、ベア平均 5,352 円 + 賃金構造維持分 4,188 円、平均賃上げ 8,532 円、3.47%、昨年対比で +3,358 円を獲得しました。ウクライナ侵攻の長期化、供給制約、エネルギー・原材料価格の一層の高騰、半導体等の部品調達の滞り等先行き不透明感が増し中小企業の経営環境はますます厳しい状況下での交渉となりましたが、物価高騰により苦しい生活を強いられる組合員への対応と賃金引上げの社会的責任、雇用者の引き留め対策として、規模間に関係なく春闘の社会情勢を反映し大幅に改善され、平均賃上げ率も初めて 3% 台をキープし、リーマンショック前の平均賃上げ率の水準を維持することができました。

その他参考意見として、福島県の人口減少の問題については総務省の調査によると、福島県の人口減少数が全国で 9 番目に高い結果となっております。また、福島県内においても地域間での格差があり雇用にも大きな影響を及ぼしております。

JAM 南東北福島県連絡会構成組合においても労働者不足の問題を抱えている構成組織が数多くあります。また、隣県との格差も大きいことから他県への人口流出も起きていることから最低賃金の引上げが必要です。

私の会社でも、退職してほかの企業に転職した方がいましたが、1 年しないうちに辞められて県外に転職したという話を聞いたことがあります。

近年の不安定な経済状況により、特に中小企業、非正規労働者、最低賃金近傍で働く人々の生活に大きな影響を及ぼしております。

従業員から聞いた話になりますが、お子さんが進学して一人暮らしをすることになり仕送りとアルバイトで生計を立てているそうですが、物価高騰の影響が大きく、仕送りをする親も、アルバイトをするお子さんも、共に生活が苦しくなっているという事例も少なくありません。

最低賃金制度の役割は、一層重要性を増しており、最低賃金近傍で働く労働者にとって、この最低賃金が実質的なベースアップに繋がっていること、また、地域間格差を解消するうえでも最低賃金の引上げは必要と考えます。

以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。

横田様からのご意見について質問等ございますか。

(佐藤委員) 福島県経営者協会連合会の佐藤と申します。本日はありがとうございました。

いつも、最低賃金額の差で他県へ流出ということを議論しているのですが、その観点の資料としてお示しになっていますが、他にそこを裏付ける資料というのはございますか。

(横田良太) 私の方ではお手元にある資料のみになります。

(佐藤委員) この議論については、できるだけ早く終止符を打ちたいと思っております。厚生労働省で去年の3月に発表したもので、委託事業でどこの研究機関か忘れてしまいましたが、そこに詳しく実証的にいろいろと分析がなされており、最低賃金との関連性は認められないという結論が出ております。その辺のところを、事務局で資料としてお示しいただくということは可能ですか。

去年作成された、分厚い資料で今までにないくらい詳しく分析された資料なのですが、これを見てもらえればご理解していただけると思いますが。

なければ私の方で持ってきますが、よろしく願いいたします。

(安達委員) 商工会議所連合会の安達と申します。本日はありがとうございました。4ページの賃上げと価格転嫁の取組を展開されているというお話を伺いました。経営者側として、物価が上がっているという状況で、賃上げに

については一定程度の理解はしているつもりですが、やはり、小さな企業で原材料、電気代が非常に上がっておりまして、それを価格転嫁させてもらえないという話も来ておりますが、こういった形で御社のような大きなところと、私どものような中小企業が取引をするときに、この価格転嫁が実現されているかどうかというデータのようなものはございますか。

(横田良太) 現時点でも価格転嫁の交渉、交渉自体は会社でするものですので、組合としてはそういった環境を作るといって企業に協力するということしか、実質できないというところでございますが、こういったところも含めた報告は現在取りまとめているところですので、現時点で状況を示せる資料というものは準備しておりませんでした。申し訳ございません。

(部会長) 横田様ありがとうございました。

【参考人退室】

(部会長) 続いて、労働者側参考人の福島県労働組合総連合、議長野木様から意見をお伺いしますので、事務局は野木様の案内をお願いします。

【参考人入室】

(部会長) 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会専門部会部会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後に、ご意見を伺いたいと思います。ご意見は、15分程度で収めていただき、その後に各委員からご発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いします。

(野木茂雄) 福島県労働組合総連合で議長をしております野木と申します。よろしくお願ひいたします。

最低賃金の改定に向けた委員の皆様、事務局の皆様のご尽力に敬意を表したいと思います。

今日は提出しました意見書に沿いまして意見を述べさせていただきます。

1つは時間額1,000円の引上げを求めます。もう1つはコロナに続く物価高騰の中での労働者の実情をいくつか紹介させていただきます。

最初に時間額1,000円を求める理由についてです。最低生計費資産調査を全国で実施しております。その結果を踏まえて全国一律で時間額

1,500円以上の最低賃金にしたいと運動を進めておりますが、当面福島県の最低賃金については、時間額1,000円に引上げることができないか考えております。その理由は3つあります。1つは現在の最低賃金の金額が非常に低く、自立した生活を送れない水準にあるということ、2つ目は首都圏と地方の地域間格差が大きいこと、3つめは今年度の改定に当たっては、引き続き物価高騰への対応が必要であることです。

まず、最低賃金の金額の問題です。福島県の最低賃金額858円ですが、仮に厚生労働省が示している一か月あたりの法定労働時間173.8時間だった場合の賃金は149,121円。年収では1,789,452円という金額です。ここから税金や社会保険が引かれ手取りはさらに減少します。さらに、家賃や奨学金の返済などが重なってくれば自立した生活を送ることが難しい状況だと思えます。また非正規雇用労働者が約4割を占めてくる中で、最低賃金の持つ意味が家計補助的な意味ではなく、最低賃金で生計が成り立つものにしていかなければならないという意味合いになってきていると思えます。時間額を1,000円に引上げ173.8時間働いた場合、月額で173,800円、年収では2,085,600円になり、200万円以下がワーキングプアと呼ばれる中で、それを上回る水準になると思えます。ただ、実際には福島県の毎月勤労統計調査によれば、令和3年度の1ヶ月の平均労働時間は145.6時間ですので、145.6時間では月額で124,925円、年収1,499,097円ですので、時間額1,000円でも足りないというのが実態だと思っております。

関連しまして、参考意見に書かせていただきましたが、最低生計費試算調査について述べさせていただきます。調査方法の詳しい説明は時間がありませんので省略いたしますが、この調査は、静岡県立大学短期大学部の中澤秀一先生の監修のもとで、全国の各都道府県の県庁所在地で健康で文化的な最低限度の生活を送るにはいくら必要か、という問題意識をもって取り組んでいる調査です。

まず、お配りした資料の左側が2016年、右側が2022年10月と分かれております。福島市の調査は2016年に実施をしました。福島

市に住む25歳の男性単身者が必要な生計費ということで出しましたが、表を見ていただくと、社会保険料込みで、1ヶ月221,972円となりました。国が示している173.8時間で割りますと時給1,277円。年間1800時間に相当する月150時間で割ると、時給1,480円になるという結果が出ました。それから、昨年の10月に改定の調査を行いました。2016年以降、消費税が8%から10%に上げられ、さらに物価高騰が続くという状況を踏まえ、先生の協力を得て調査を行いました。その結果、税込みで月額255,344円となり、2016年より33,372円増加をしております。必要な最低賃金額も173.8時間換算で1,469円、150時間換算で1,702円と大幅に引きあがっております。

この調査はこれまでに28都道府県で実施をされております。どの県で行っても大体月額250,000円、時間額では1,500円以上が必要だと結果が示されております。私たちが全国一律時間額1,500円以上を求める根拠がここにあるということを申し添えさせていただきます。

2つ目の理由は、大都市と地方の格差の問題です。福島県に隣接する県の最低賃金額は山形県を除き福島県よりも高くなっております。東京都の差は214円、月173.8時間で換算すると1ヶ月37,194円、年間では446,328円にもなってきます。人口流出が多い少ないということと、最低賃金の高い低いということは相関関係にあると思います。この賃金格差が若者などの県外流出の原因になっているという指摘もございます。格差を縮めるための上げが必要だと考えております。

3つ目の理由は、今年度の改定にあたって、引き続き物価高騰への対応が求められることです。コロナの影響が残る中での物価高騰は、特に所得の低い人や非正規雇用労働者など、弱い立場の労働者への影響が大きくなっていると思います。物価の高騰から生活を守るためにも大幅な上げを求める考えであります。

次に、中央最低賃金審議会の目安額について述べたいと思います。福島県はBランクで40円上げという目安額が示されました。しかし、40円上げても以上述べてきた問題は基本的に解決されないと思っております。

ます。加重平均1,002円と言われても、時給1,000円を超えるのは8都府県のみであり、本県を含め多くの県が1,000円まで距離を残しております。

今日は専門部会の場ではありませんが、私たちが福島県最低賃金を1,000円以上に引上げて欲しいという署名を1,286人分集めてきました。要望書と合わせて提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に労働者の実情についてです。新型コロナの影響が残る中での物価高騰は、労働者の生活の困窮、貧困をさらに進めていると感じております。実態として3点紹介させていただき、最低賃金を引上げて労働者の生活を守るということを要望させていただきます。

1つは食糧支援。食料や日用品を無料で提供する取り組みです。私たちは地域の諸団体の皆様と協力しながら、新型コロナの深刻な影響が広がる2020年から各地の生活支援、一般市民の方への支援を進めてきました。現在でも白河市といわき市では定期的な食糧支援が実施されております。そこでは100人分くらいを目安に準備しておりますが、開始時間前から並び始め、開始30分、1時間立たないうちにすべてなくなってしまうという状況です。

様々な方が利用されておりますが、ひとり親家庭、子供を連れた若い夫婦、初めて利用する方も多いとのこと。会場ではアンケートや相談活動などが行われていますが、生活の困りごとという質問に、7割を超す方が物価高騰、電気・ガス・ガソリン代の値上げなどと回答しています。支援の要望が非常に強いものがあります。

2つ目、県内でひとり親家庭の支援を続けているNPO法人から、食糧支援を利用されている皆様を対象に、今年4月に実施したアンケート結果内容を教えていただきました。生活状況の変化に関する自由記述では、物価が上がっても賃金が上がらないという実態が様々書かれています。生活が苦しいので夜のパートなどもう一つ仕事を増やすという方も少なくありません。この2年間の比較でも貯金などを切り崩して生活した、生命保険、医療保険などを解約して生活費に充てた、食事の量を減らした、回数

を減らした、けがや病気の時に病院に行かず我慢した、市販の薬を飲んで我慢したなどの回答が急増しているとのこと。賃金が上がらないもとで、光熱費や諸物価が上がっていくことに多くの方々が不安を述べられています。

3つ目に、意見書に記載したタクシー労働者の実態です。県労連にもタクシー労働者の組合が加盟していますが、その実態は他産業に比べても深刻だと感じています。国はタクシー運転手の年間賃金を毎年公表しています。福島県の年間賃金は2020年が224万円、2021年が275万円、2022年が304万円と推移しています。金額的には増えておりますが、震度6強の地震が連続し、損保会社などの調査、査定での利用が増えたことが大きな要因になっているようです。役員は今年は元に戻ってしまうのではないかと話していました。また、年収300万円といっても、月ごとの変動が大きく、月の手取りで10万円を切るような人も少なくないということです。運転手には65歳以上の方が多く、年金と合わせて生活を維持している状況だそうです。若い人たちはほとんど入ってこないため、運転手の高齢化が進んでおり、タクシー産業業界の未来への不安を語られていました。

最後に、私たちは最低賃金の引上げのためには、国が中小企業や小規模事業所を支援することが不可欠だと考えています。この福島地方最低賃金審議会の答申でも、2016年度以降、毎年政府への要望ということで、社会保険料の事業主負担分を軽減する助成制度の創設や、労務費上昇分を価格転嫁できるような取引関係の適正化など、中小企業を支える施策を求められています。私たちはこうした要望は大変重要だと考えております。今年の答申でもぜひ盛り込んでいただき、強く国に要望していくこと、このことを最後をお願いして、陳述を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(部会長) ありがとうございます。野木様からのご意見について質問等ございますか。

(金成委員) 使用者側委員の金成でございます。

配布していただいた資料について伺いたいのですが、最低生計費の年間

費が、福島市2,663,660円。東京都2,995,704円になっております。感覚的には、住居費等福島とは違うので差があります。生活費・生計費に差はあると思っておりますが、さきほど意見書のところで、福島市の25歳男性単身者の生計費と都市部の25歳男性単身者の生計費は25万で差がないと記載されています。感覚的には差があるのではないかと考えますが、資料と意見書では比較しているものが違うということでしょうか。

(野木茂雄) それぞれ実施年度が違う数字になります。

(金成委員) そうすると、同じ年度での比較はしていないということでしょうか。

(野木茂雄) そうですね。なかなか一斉にできませんので、それぞれ実施年度が違います。

(金成委員) それを踏まえて比較した結果が意見書の25万という記載になったということでしょうか。

(野木茂雄) はい、そうです。

(金成委員) わかりました、ありがとうございます。

(野木茂雄) 付け加えさせていただくと、地方と首都圏等の大都市部で生計費の差がでない部分については、首都圏は住居費が高いのですが、地方になると交通通信費が首都圏よりも高くなっているということから、そこで相殺されているという傾向になっております。

(部会長) 私からよろしいでしょうか。

項目ごとに、1円の単位まで書かれている場合とそうでない場合があるのですが、これは実際の支出を調べた数字と、おおよその概算の違いと考えてよろしいでしょうか。

(野木茂雄) 部会長のおっしゃった理解でいいと、私たちも思っております。

補足させていただくと、家賃についてはインターネットで調べて、2016年については一番安いところという指示があったので32,000円になっていますが、今回はなるべく平均値という指示でやっております。その他の、例えば皿を何枚持っているか、服は何着持っているか、そのようなことを全部書き出して、それが実際いくらするかということをお売店舗で調査をしております。実際に店舗にいった金額を調べて細かい1円の

単位まで出しております。

(部会長) わかりました。ありがとうございます。

(長谷川委員) 公益委員の長谷川と申します。

私からの質問ですが、調査にあたって最低生計費をどのような概念でとらえて調査をされたのか気になりました。先ほどのご説明の中で、2016年は家賃相場を見ると一番下を見て32,000円だが、今回は平均的だというお話だったので、それだと最低生計費と言えるのかという疑問がありますので、最低生計費についての捉え方についてご説明をお願いします。

(野木茂雄) ぎりぎりの生活という意味合いというよりは、人前に出たときに恥ずかしくない生活ということで、例えば旅行にしても、ぎりぎりの生活であれば行けないわけですが、せめて年に1回2回、帰省も含めて旅行に行くということがあっていいのではないかという議論もして、そのように捉えております。

(長谷川委員) わかりました、ありがとうございます。

(部会長) 野木様ありがとうございました。

【参考人退室】

(部会長) この後からは非公開となりますので、傍聴者の方は退室をお願いします。事務局は案内をお願いします。

ここで5分間の休憩を取りたいと思います。事務局は5分後に参考人のご案内をお願いします。

【傍聴者退室】

(休 憩)

使用者側参考人聴取

【参考人退室】

(2) 金額審議について

(部会長) 次に、金額審議に入ります。

8月1日開催された第2回福島地方最低賃金審議会での中央最低賃金審議会の令和5年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申の伝達、及

び先ほど実施した参考人からの意見聴取等を踏まえ、金額審議を行いたいと思います。

金額審議は、労働者側金額提示、使用者側金額提示の順で行います。

(室 長) 事務局からよろしいでしょうか。

皆様のところには、使用者側委員の佐藤委員から調査における中小企業の影響をお配りさせていただきました。

また、事務局から消費者物価指数関係の資料3枚を参考にさせていただければと思い、お配りしております。各県庁所在地のいろいろな物価指数を拾って一覧にいたしました。今年の6月と昨年の6月を比べていただくと昨年からの上昇をご確認いただければと思います。中賃で昨年の最賃改定の10月から今年の6月までの物価指数を、答申の中にありましたので、こちら審議にご活用いただければと思います。

よろしく願いいたします。

(部 会 長) ありがとうございます。

では、事務局は、使用者側委員を控室に案内してください。

労働者側委員はこのまま金額提示ということではよろしいでしょうか。控室へ行かれますか。

(塩澤委員) 一度退席いたします。確認だけしてまいります。

(部 会 長) わかりました。事務局は労働者側委員も控室へ案内してください。

<金額審議>

(部 会 長) ただいま使用者側から第2回目の金額提示を承りました。労働者側の2回目も50円引上げで908円。使用者側が25円引上げで883円です。

25円の差がございますが、まだ歩み寄りをお願いすることになるかと思いますが、1日目の金額提示の終了時点としてはご尽力いただいた額であると思います。

3回目の金額提示は明日の13時30分からとなりますので、ご質問・ご意見等なければ本日の専門部会を閉会といたします。

ありがとうございました。